

令和5年定例第2回市議会会議録(第3日)

令和5年6月21日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	荒巻	隆伸
3番	村上	義徳	11番	瀬口	健
4番	奥菌	由美子	12番	壇	康夫
5番	吉原	政宏	13番	中尾	眞智子
6番	末吉	達二郎	14番	中島	一博
7番	古賀	義教	15番	宮本	五市
8番	前原	武美	16番	牛嶋	利三

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋晋治	係長	高野志乃扶
参与	田中裕樹	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	企画振興課長	村越公貞
副市長	三重野直美	財政課長	大坪康春
教育長	待鳥博人	健康づくり課長	田中聡美
総務部長	西山俊英	福祉課長兼福祉事務所副所長	松尾郁代
保健福祉部長兼福祉事務所長	盛田勝徳	学校教育課長	末吉建
市民部長兼市民課長	松尾和久	環境衛生課長	宮崎眞一
環境経済部長	木村勝幸	農林水産課長	坂本生治
建設都市部長	松尾武喜	商工観光課長	猿本邦博
教育部長	藤吉裕治	秘書広報課長	久保井千代
消防長	北嶋俊治	上下水道課長	前原俊也
総務課長	平川貞雄		

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 発言取消し・訂正の申し出について
- (2) 議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第39号 財産の無償譲渡について
- (6) 議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）

- (7) 請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願書
 - (8) 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書
 - (9) 総合市民センター建設工事調査特別委員会の廃止について
 - (10) 閉会中の継続調査の申出について
 - (11) 議員派遣報告
 - (12) 議員派遣の件
- (追加日程)

- (1) 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 発言取消し・訂正の申し出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 発言取消し・訂正の申し出についてを議題といたします。

7番古賀義教君より、6月2日の一般質問時における発言取消し及び訂正の申出があります。

7番古賀義教君の発言を許します。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）（登壇）

おはようございます。6月2日の一般質問時における私の発言のうち、お配りしておる別紙の下線部を取り消したいと思っておりますので、議会において許可されるようみやま市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで皆さん方にお諮りをいたします。発言取消しの申出を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、古賀義教君からの発言取消しの申出を許可することと決

定をいたしました。

なお、発言訂正の申出につきましては、議長において許可をしておりますので、御承知おきをお願いしておきたいと思っております。

日程第2 議案第36号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件におきましては総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日、西山総務部長、平川総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、公文書等の複写の際に徴収している手数料及び行政文書の情報公開請求の際の写しを交付する費用などに関する枚数の定義を明確にするため、条例の改正を行うものです。

改正の内容は、複写や写しの交付の際に、現行の条例においては、例えば白黒A3以下の場合では1枚10円としていますが、この枚数のカウントが片面であるか、両面であるかの別が明確でなかったため、枚数の定義を1枚片面10円とするものです。このほか、用紙区分についても、併せて所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第36号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第36号 みやま市手数料条例等の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第37号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月19日に盛田保健福祉部長、田中健康づくり課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、子育て世代の経済的な負担を軽減することにより、疾病の早期発見と治療を促進するため、これまでは15歳に達する日以後の最初の3月31日までとされていた子ども医療費の支給対象年齢の上限を、令和5年10月1日より、18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡充するものです。

あわせて、これまで就学時にお願いしていた医療証更新に関する手続を廃止し、保護者の利便性の向上を図るものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

今回の条例、子育て世帯については大変すばらしい条例になっているというふうに思いますが、委員会の中で審議された中身についてお聞きしたいと思います。

これは15歳から18歳までで10月1日から施行するというので、この3年間という分があるというふうに思います。この分での財政の大体予算的にどのくらいぐらい予定されているのか、それとあと財源の内訳を教えてください、そういった審議はされたのかというのを教えてくださいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

奥菌文教厚生常任委員会委員長。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

上津原議員の質問にお答えいたします。

一応、年間約6,500千円増額を見込んでいう試算で市から報告を受けております。また、その財源につきましては、市費で賄うということで伺っております。委員会の中では、そういう報告を受けております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第37号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第37号 みやま市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第38号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4．議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日、北嶋消防長、岡消防本部予防課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部が改正されたこと及び健康増進法の一部が改正されたことに伴い、みやま市火災予防条例についてもそれぞれ所要の改正を行うものです。

まず、対象火気省令の一部改正についての内容は、電気自動車に使用する急速充電設備の充電対象の拡充や出力上限の撤廃、またそれらに関する所要の規定を整備するものです。

2つ目に、健康増進法の改正に伴う内容については、平成30年7月に同法が改正され、喫煙所には喫煙専用室である旨の標識設置が必要となりました。しかし、条例においても火災予防の観点から喫煙所に標識設置を求めており、異なる法令で重複する標識の設置を規定していることから所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第38号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第38号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第39号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案第39号 財産の無償譲渡についてを議題といたします。

本件は総務常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第39号 財産の無償譲渡について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日、松嶋市長、三重野副市長及び西山総務部長、村越企画振興課長並びに渡邊ワンヘルス総合推進室長、関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、保健医療経営大学跡の土地及び建物などを無償で福岡県に譲渡するものです。

無償譲渡する財産は、土地につきましては、みやま市瀬高町高柳字宮手960番3外2筆の土地10万413.74平方メートル、建物等は、みやま市瀬高町高柳字宮手960番4外1筆に所在します校舎、食堂などで、総床面積は7,566.98平方メートルです。

無償譲渡の目的は、市が誘致を進める福岡県保健環境研究所などで構成するワンヘルスセンターの整備や、ワンヘルスに関する事業の用に供するため、財産を無償で譲渡するものです。

委員会では、採決に際し討論を行い、反対者からは、市民に対する説明が不足している。協定書の内容が不十分である。経済効果が不明などの意見が出され、賛成者からは、家畜保健衛生所見学での説明により、法に基づいた安全対策が十分に取られていること、ワンヘルスセンターの誘致はみやま市の今後の発展の起爆剤となること、今まで1年半における期間で、議会内でも十分な審議がされたこと、さらに無償譲渡を示したからこそ、県の誘致が決まったことなどの意見が出され、熱心な議論と慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

6月16日の総務常任委員会を傍聴する中で、焦点は、その日の西日本新聞に載っていたと思いますが、土地の無償譲渡、貸与かということで、私たち議員はワンヘルスに反対しているわけではありません。市長の答弁はいつも1月5日の議員が無償譲渡に趣旨賛同したという答弁ばかりで、私、去年の9月にも15億円の、市民に説明をお願いしますということで、答弁は令和5年度になってから説明を行うということやったんですけど、区長会の中で年度末で忙しいからということで3町であったんですけど、ここでも約110名です。その中で、委員会で土地の譲渡の件は古賀議員だけで、あとの3人の方は中身の話ばかりで、委員長もほかの委員さんの質問だけで、委員長としての考えもしないままにまとめてあったんですけど、その辺はどう委員長として考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

中島議員さんの質問にお答えします。

質疑の内容については、それぞれの委員さんの思いによって行われるものであり、私もほかの委員さんから預かった部分の中に私の意見も織り交ぜて質疑した内容になっております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

ちょっと今日の朝、企画振興課のほうに聞いたら、いろいろなところで説明会とか開いている、約600人ぐらいだそうです。そういうことで、人口にするなら2%ないぐらいの方しか参加していなかったわけなんです。それで、広報にも4月号やったんですかね、議員の無償譲渡、1月5日、ちょっと書いてあるだけで、あとはワンヘルスの予算が53,560千円と大きく載っています。ワンヘルスありきでずっと、今日の議会議決するまではそういう方向で、市民の7億円の土地の財産を十分に説明もしないまま来ている状態なんです。それで、結局、1月17日の県の要望書、今日は持ってきていませんけど、一言も今日の土地の無償譲渡、建物も無償譲渡とは一言も書いてありません。これも口頭で市長が県知事に言葉で伝えたといい答弁です。これは何ととっても、私は密約と言われても仕方がないと思っておりますけど、委員会の中ではそういうふうな議論はなかったと思いますが、もっと私は議論すべきだったと思います。委員長としての考えをお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

ただいまの中島議員の質問にお答えいたします。

要望書の件ですが、委員のほうから質疑がございました。なぜ無償譲渡とは書いていないかという理由を教えてくださいという質問がありまして、正式には議決前であったため、要望書には記載いたしませんでした。大学もまだ開校中でありましたので、大学閉校後に建物の寄附をいただき、その後に土地、建物の無償譲渡契約の議案を上程することとしておりましたということで答弁をいただいております。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

さっきの要望書は所管の総務常任委員会に、いつ企画振興課のほうから総務常任委員会のほうにあったんでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

要望書については、全員協議会で配付されたタイミングと一緒でありました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

委員会での審議についてお伺いしたいと思います。

審議の内容については、先ほど委員長報告のとおり無償譲渡の目的に沿った審議がされたものというふうに私自身傍聴して聞いていたんですが、先ほど報告の中で、市長あるいは副市長なんか参加されたということでもありますけれども、ちょっと私が聞いている中で、この無償譲渡の目的以外のことの報告が私は感じられたんですよね。そういった分について、委員会の中では何ら質疑があっていなかったというふうに思いますが、大事な市の市政に関わる、方針に関わる分が市長のほうから言われたという認識はあるんですか、ないんですか。ちょっとそこをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

上津原議員の質問にお答えいたします。

ワンヘルスを生かしたまちづくりの方向性ということでは市長のほうから答弁をいただいております。具体的には、1つ目に、ハード面として土地計画の見直しを行い、国道209号からのアクセス道路の新設、JR南瀬高駅の利便性の向上など、2つ目に、全国初のワンヘルス教育の実践、3つ目に、ワンヘルスを切り口とした本市の魅力を高めていく施策の取組、

4つ目に、本市の特産品をふんだんに使った食の提供、また最後に、これら全てをつなげたワンヘルスのまち・みやまとしてPRをしまいたいという市長のまちづくりの方向性を答弁いただいております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

私もそのような発言を聞いて、私は委員会の中で発言があったことにびっくりしました。何でそういった発言をこの提案のときに市長はされなかったのか。委員会の中で——全議員が知らない中でこれを採決せないかんという中身になっておるですよ。今の市長の発言を聞いた中でいけば、これはもっともっと議会の中で審議しなければならない課題がいっぱい入っているというふうに私は思うんですよ。それをただ委員会の中で報告をして、そして、この議案第39号をいいか悪いか採決しろ、そんな分が、何か議会を軽視した、議会の審議を軽視した中身に私はどうしても感じるんですよ。少なからず委員会とすれば、そういった市長の発言があれば、再度差し戻すなりなんなり、そういった何か委員会として考えがあって当然というふうに思えますけれども、そういった部分については何ら審議がされなかったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

差し戻しまたは継続審査についての委員からの申出はございませんでした。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

委員長に質問いたしますが、委員会では全会一致ではなく賛成多数と、賛否両論あるのは当然のことだと思っております。

県の保健環境研究所の医療経営大学跡地への誘致について、今日まで議会や住民への説明、

無償譲渡か貸与か、契約内容等々、様々な角度からいろいろな意見や異議が出され、白熱した議論がされてきたところでございます。今も議会軽視という文言が出てきておりますが、私としまして、今日に至りますまでの議論の中で多くの違和感を覚えておりますが、私は一貫して無償譲渡への見返りは何かと、県と十分協議し具体的に示せと何度も言ってきたところですが、当局はそんなことは県には言えませんとか、地元企業を活用していただければとか、地元で調達されることになりますとか、今のちょっと一言足らんのですが、地元で調達されることになると、正式には——とかまだあります。本市へ移住していただけたら効果が生まれますとか、たればの答えばかりでございました。きれいごとはどうでも言えるわけでございますが、7億円ものこの土地を無償でやる側が、もらう側に対し協議もできないほどの弱腰に、これでは到底賛成できないと思い、最後の手段として吉原総務常任委員長にこの見返りについて委員会で諮ってほしいということをお願いしたところでございます。その結果、委員会を私も少し傍聴をさせていただきましたが、少しよい結果が報告されたようにも感じておりますが、全部覚えておりませんので、その委員会での当局からの具体的なことについて、委員長のほうからこの場で教えていただければと思っておりますが、いかがでございますかね、委員長。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

瀬口議員の質問にお答えいたします。

保健環境研究所、動物保健衛生所の建設は、あくまで県発注工事となりますが、下請業者など、今回、みやま市商工会からも請願が出ておりますが、市内業者を活用してもらえような協定が結べないかということで質問させていただきました。

大前提として、建設工事の発注を含め、地方公共団体の入札契約事務は、地方自治法、地方自治法施行令、当該団体の定める規則に基づき行われ、競争性、透明性、経済性などに優れた一般競争入札が原則となっております。落札業者と下請業者の関係において、下請業者を市内業者から発注することの強制はできないため協定を結ぶことはできませんが、法令の範囲内で市内業者を積極的に活用いただくよう県に申入れを行っております。

なお、申入れにつきましては、三重野副市長より県のワンヘルス総合推進室、畜産課、自然環境課のほうに対して行っておりますということで答弁いただきまして、協定は結べない

が申入れはどういった形でされているのかと質問しましたら、書面で行っているということであります。

また関連して、建設以外、経年の維持、建物、施設のメンテナンス、考えられる部分もあると思うが、そういった経年の維持に対して、市内業者の利用に対しても申入れはできないかということで質問を行いました。

執行部から、今後、清掃とか、植樹とか、備品の購入とか、そういったものも考えられると思います。そういった部分の協定につきましても、地方自治法施行令では、地方公共団体の規則の定める額を超えない範囲であれば随意契約によることができるとされております。特に備品、消耗品関係につきましても、日常的に必要なものでありますので、随意契約による発注頻度も高いと考えられることから、市内業者を積極的に活用いただくよう県にこれも併せて申入れを行っております。

福岡県の財務規則によりますと、清掃や植樹の委託関係は、予定価格が1,000千円、備品や消耗品関係は、予定価格が1,600千円を超えない場合において随意契約ができることとなっております。このことも三重野副市長が申入れを行っており、県の保健環境研究所にも追加で申入れを行っております。県としては、公官庁の発注は門戸を広げて対応するので、市内業者に限って発注をするという約束はできないことではありますが、現実的に市内で調達することが多くなるのではないかと聞いています。また、地元ですぐに対応いただけるのであればありがたいということもおっしゃっております。

今後、職員の方がたくさん来られますので、そういった方たちのお弁当とか昼食の心配もされてあって、そういった部分も市のほうに御相談できればということをおっしゃっていただきました。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

ありがとうございました。何か副市長の話ばかり出てきて、副市長ば相当褒めよんなはるごたるばってんが、市長ばもっと褒めてやったらどげんですかね。

それはそれとして、センターの建設における地元企業等を積極的に使っていただくように要望するとか、当然法令なり規則なりでの話で持っていくということでございますが、今の

あれを私もちよっとメモしておるとに付け加えさせていただきますと、消耗品や備品の購入、それから、クリークの清掃や植樹ということがいよいよ具体化されてきたなというふうに思っておるところでございます。

それからまた、今の話では弁当とか昼食の話まで及んだということで、少し私は最初から申しておりましたように、いろんな事業、事柄を県と協議して、利益になるようなものを具体化していただけんかというようなことが今少し報告されて、一定の評価を得たというふうに私個人の分はそう思っているところでございます。

しかしながら、なぜもっと早く行動を起こさなかったのかというのが不思議でなりません。もっとこれは早く、これは以前からずっと言ってきておったのが、先ほど言いましたように、こういうことは県には申されませんよとか、はっきりした具体的なことじゃなくて、たればの話がずっと続いてきたということございまして、もっと早くしていただいっておつたらと思うところでございます。

いずれにしても、先ほどから副市長の話ばかり出りますが、副市長の交渉の成果のようでございますので、副市長には感謝を申し上げる次第でございます。

ただ、今後は、たればの話だけではなく、まだまだ本市に活用していただきたい事柄はたくさんあるのは皆さんも承知をしていらっしゃるのだらうと思います。今後も積極的に交渉を続けていただいて、みやま市の全般、産業の全般に効果が及ぶようにしていただきたいと思いますが、委員会としては、今のような今後のみやま市へ及ぼす申入れ、これを特に今、副市長の話が出りますので、副市長にはもっともっとやってくれよというような念を押されたのかどうか、念を押していただきたかったんですが、そういったことをされたかどうか。まだしてくださいよと、そういうことをされたかどうか、これをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

吉原総務常任委員会委員長。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

瀬口議員の質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の続きで、具体的に何をするのかということで聞きましたら、清掃関係、クリークとかの清掃、あとは植樹、備品関係、消耗品関係、ここらが一般的に今後想定される経費ではなかろうかということで答弁をいただきました。その後、副市長に対して念押しということは質疑の中ではありませんでした。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

11番瀬口健君。

○11番（瀬口 健君）

せっかく先ほど書面でいろいろやるということやったので、早いうちにやっておかんと、事務方のほうの人事異動等は常々ありますので、そこら辺を早めにやっていただきたいと思いますが、いずれにしても今後、先ほども言いましたように、何度もお聞きしますが、発展、発展という言葉ばかり先行して、どうすればどういうふうに発展するのかという具体的なことがまだまだ分からない部分が多いということでございますので、積極的に県と協議され、本当にこれは発展だと目に見えてくるようなことをしていただきたい、そういうものを期待して、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

反対討論です。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ここで討論が出ましたので、休憩を入れますね。休憩後の開始はブザーでお知らせいたします。

午前10時11分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き、会議を再開してまいります。

先ほど来、討論というようなことで、私の発言に対して挙手があって、討論の申出がっておりますので、討論を行ってまいります。

それでは、6名の議員から討論が出ておりますけれども、まず反対、賛成というような進

め方でまいりたいと思います。

まず、反対討論の7番古賀義教君からお願いします。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

まず初めに、私もワンヘルス事業には賛成です。みやま市の発展につながるようなワンヘルス事業を目指していただきたい。みやま市に発展のチャンスがあれば、どんどんチャレンジしていただいているんですよ。それはみやま市としては当然のことです。しかし、大学跡地の無償譲渡は、これは別問題です。取り返しのつかない方法はやめていただきたい。取り返しのつく方法でチャレンジをどんどんやっていただきたいというのが私の結論です。取り返しのつく方法というのは貸与ということになります。譲渡してしまったらなくなるわけですから。

その理由といたしまして、後でまた申し上げますが、まず簡単に申し上げます。

私は太宰府の現地に行ってまいりました。その中で、市議なり、県議なり、話を聞いてきました。

まず、経済効果についてですが、一切なかったと。一切なかったと言われるのは、今ここで副市長が言われた話とは違うと思うんですが、大型店が取って行ってしまった。一応県としては県内の入札、しかしながら、太宰府にあるから、じゃ、太宰府の中でやりましょうと。太宰府の中でも大型店が持っていったと。筑後もそうですね。この前、研修に行ったときはトライアルのテープがいっぱい貼ってございました。だから、太宰府としては経済効果がなかった、人も住んでくれなかったということをして市議、県議から聞いております。

それから、まちづくりについてですが、太宰府には市議も県議も市民も全く行ったことがなかった、そういう報告を受けました。しかしながら、今回は修学旅行生が来るような施設も造りたいというようなことです。じゃ、修学旅行生が来たときに、観光は清水山とか行っていただくかもしれません。じゃ、どこでお金を落とすか。御飯を食べる。お土産を買ってもらう。じゃ、御飯を食べる場所をどういう事業者が始められるのか。そこら辺が、そういうまちづくりが私にはまだ見えてこないんですよ。経済効果もまだ見えない。まちづくりも見えない。そういう中で無償譲渡していいのか。保健医療経営大学跡地の10ヘクタールは、瀬高町が平成7年に約7億円で取得、造成した市民の財産なんです。それを無償譲渡ということに関して疑問があります。

それから、ワンヘルスセンターは、人の感染症、家畜伝染病、野生動物などの未知の病原

体の研究所ですが、人類が動物と共存するためには人獣共通感染症の研究が必要なことは分かります。今は武漢であったように、コウモリからうつったとか、アライグマからうつったとか言っていますので、もちろん野生動物の研究も必要ということは理解します。しかし、細菌、ウイルス、未知の病原体を研究する施設だから、やはり私としては大きな不安があります。

長崎大学では、今レベル3だったんですが、現在、エボラやラッサウイルスなど、レベル4の研究施設を計画しました。日本で言えば、東京の国立感染症研究所と長崎がこういう研究についてはぬきんでおるんですね。長崎が計画しましたけれども、現在、反対する地域住民と裁判中です。

そのような不安を取り除き、自分たちの手でみやま市を守るためには、県との具体的な協定書や土地の所有権の確保が必要になってきます。それが担保です。保険です。時代の流れとともに、施設の拡張や研究内容などがさらに高度化した場合、安心・安全なまちづくりができるか、将来の子供たちのことが心配されます。

前語りはここまでにいたしまして、今から6つの理由から大学跡地の無償譲渡について反対をいたします。

人の感染症や家畜伝染病に加え、野生動物が持っている未知の病原体を検査し、人獣共通の伝染病に備えるために県の中核拠点として整備される、こういう説明が市民に対して不足しております。市民の理解度が少ない、これがまず第1点。

それから第2点、誘致については太宰府と競合することになるであろうと。みやま市が誘致を優位に進めるために無償譲渡が必要と言われたが、その競合は偽りであった。太宰府は誘致に手を全然挙げていないんですね。反対に喜んだるんですよ、まちづくりがこれできると。私は市議、県議から実際に聞いてきておるわけですから。これは公には出ていませんよ。その太宰府の確認もせずに、行かれていないじゃないですか。私は調べてきてくださいと一般質問の中で申し上げましたけれども、そういう調査もしていらっしゃらない。それで、7億円の資産を無償譲渡しようとしてある、これが私には不思議でなりません。自分のお金だったら7億円ぽっと出しますか。ここが私、理解ができんとですよ。7億円の資産を簡単に、現地の意見も聞きもせずに出す。県の言うことだけで出す。そこら辺が分かりません。

それから3点目、市民感情として、今回の無償譲渡には無理があります。私もいろんな人に聞いて回って、一般の人にですね。前西原市長が保健医療経営大学に無償貸与して、しっ

かりと守ってもらえたから、今の保健医療経営大学の跡地が残っています。今回はなぜ無償譲渡が必要なのか。市民に対する説明責任が十分果たされていないんですよ。ほとんどの人が知らない。7億円という数字も、無償譲渡ということも知らない。ただ、県が来るげな、そんならよかやっかんもと、そういうぐらいの感覚です。これが3点目。

それから4点目、新しい施設はもちろん安全と思います。研究所で扱う細菌、ウイルス、未知の病原体が危険性を含んでいるから、安心・安全に対する担保が、保険が必要と思います。施設は安全でも、そこで扱う病原体は危険なんですよ。コロナが危険じゃないと言われるなら、それはそうです。コロナはレベル3です。危険じゃないと言われれば危険じゃないです。私は危険と思います。病原体を扱う研究所だから、不測の事態が起きたときの予防線。また将来、安全な生活を守るための保障。長崎大学のようにならんごと、保障ですよ。具体的条項を盛り込んだ県のしっかりとした協定書が必要ですが、私が納得がいくような協定書ではなかったということです。

佐賀空港には自衛隊を入れないという協定書があったけれども、オスプレイは入ってしまったじゃないですか。だから、しっかりした協定書をつくってほしいとお願いしてきたわけですよ。一般質問でも、総務常任委員会の中でも、3時間かけて。ところが、なかったから私としては反対ですと。無償譲渡に反対ですよ。

5番目、具体的な協定書もなく譲渡すれば、県が県の意向で施設の拡張や研究所などの変更もできるようになると思います。また、事件や事故が発生した場合、県との強い交渉権をなくしてしまうことになります。土地の権利とはそういうものです。土地の権利を持っておけば話ができるんです。交渉の席に着いてもらえるんです。やっしまえば、それができません。だから、無償譲渡には反対です。

6番目、最後です。現時点では10ヘクタール、約7億円の無償譲渡に見合う定住や雇用などの経済効果や将来にわたるみやま市の見返りが私には見えません。執行部には見えているかもしれんけど、よく精査すれば全部じゃろうなんですよ。人が来てくれる、栄えるやろう。何か買うてもらおうやろう。太宰府が言っているのは、地元の業者を使ってもらえなかったということですよ。

不備な協定書に土地の権利までなくしてしまえば、どんな方法でみやま市を守るのか。裸ではみやま市を守り切れないと私は思います。このままでは7億円の損害をみやま市に与える可能性もあるんじゃないかと。まだまだ解決すべき問題が山積みで、今回の無償譲渡は時

期尚早であります。

よって、議案第39号、無償譲渡には反対いたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、賛成討論を行ってまいります。3番村上義徳君。

○3番（村上義徳君）

賛成討論を行います。

保健環境研究所誘致における議会への説明は、令和3年12月以来、1年半の時間をかけ、ワンヘルスの説明と政策の趣旨説明、そして保健環境研究所の機能と移転についても説明が行われてきました。その中に、保健医療経営大学敷地の県への無償譲渡案があり、令和4年1月の全員協議会による議会の賛同を受け、県へ保健環境研究所の誘致に関する要望書を提出した経緯があります。

また、本年3月定例会に複数の団体からワンヘルスに関する請願書が提出され、その全てを採択しております。その一文には、大学閉校後の建物、土地を無償譲渡する意向を示したことなどがみやま市への建設の大きな要因とされ、ワンヘルスセンターの整備を円滑に完了することを請願されております。

この請願を採択した本市議会は、採択した請願趣旨にあるとおり、これまでの誘致の経緯を尊重し、県によるワンヘルスセンターの円滑な整備を推進しなければならないと考えます。みやま市自ら示した無償譲渡の意思を必ずや履行し、ワンヘルス推進の国内、世界を問わない中心地として、市の発展につなげるからこそ重要だと考えます。

以上、財産の無償譲渡についての賛成討論です。

終わります。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、反対討論を行います。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

議案第39号、財産の無償譲渡の議案については反対をいたします。

反対の理由についてでございますけれども、私自身、3月議会と今議会でも一般質問を行いました。その回答では、ほぼ県への保健環境研究所の誘致活動の要望で保健医療経営大学跡の土地と建物を無償譲渡でと要望したので、変更することはできない。それ以外、交渉す

らやらないというような説明だったというふうに私自身は記憶しております。それでは私自身、市民の方にこういったきっちりとした施設が来ますというようなことも説明ができません。

また、議案については総務常任委員会へ付託された案件でありましたけれども、委員会を傍聴したとき、先ほど委員長の報告の中でも質疑いたしましたけれども、市長と副市長も委員会へ参加をされていらっしやいました。委員会審議の質疑、回答でのやり取りの中で、市長のほうから市の大変重要な施策と思われる回答が委員会でなされたというふうに私自身思っております。今後の市の方向を位置づける大変重要な施策ではなかったかというふうに思っております。そういった分については、本来、議案提案の中できっちりとするべきというふうに思っておりましたけれども、委員会の中でしか報告がなされておられませんでした。

したがって、議案第39号については、執行部の説明不足でもありますし、議会での審議不足というふうに思いますので、執行部の今提案については反対という立場を取らせていただきます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして賛成討論で、8番前原武美君。

○8番（前原武美君）

今回の議案第39号につきましては賛成の討論を行っていきます。

今まで1月5日以来、いろんな部分で我々議員からの質問もありまして、当局からも説明があつて、県の意向も説明がありました。しかしながら、私が前も述べたと思うんですが、ここはみやま市でございます。みやま市はみやま市が結論を出すということが一番最適ということで、今から述べますことが、みやま市が誕生して以来、いろんな事業が展開されてきました。まだまだ不足しております。そして今回、こういった大きな事業案件が出てきました。

私としましては、議員としましては、みやま市の将来を考えていった場合に、まちづくりをどのようにしていくかという中では大きな、今後あり得ない事業と私は思っております。民間企業ではございません。公共事業でございます。

そして、再三あつておりますが、最初1事業、今回2事業、まだまだ土地はあります。ワンヘルスだけじゃなく、いろんな事業を展開されるためには大きな、今後みやま市にあり得

ない事業と私は思っております。

その中では、今までいろいろあったと思います。私もみやま市民の財産でありますこの財産を、3万5,000人の財産を500万人の県民に差し上げるわけです。そういった分からすれば、やはりみやま市については中心的、重点的な支援もあってしかりというふうに考えます。それについてはやはり議会が決定しなければ、県としてもその分についてはなかなかできないと、答えられないという分を私も考えます。

ここに協定案が幾つか納められておる中でも一部入れてあります。みやま市についてはという分は、大いに期待できるじゃなく、やっていただけるものということで、当局も今回の議案第39号で無償譲渡で提案されてある分については私も理解しますし、何よりも今言います、このみやま市を次世代へつなぐ、まちづくりをつなぐためには、この議案第39号についてはぜひとも賛成していただいて、整理していただいて、県と一緒に我々がみやま市のまちづくりをつくっていただく。それは分かりませんよ。今の市長の世代では到底無理と思っております。次の世代、次の世代のときに、この大事業を無償で譲渡した分が大きなみやま市のまちづくりになったということになるのを私は期待しますし、当然ながらそうやっていくべきと。将来に、未来につなぐ人たちはそう考えていただきたいと私は思っております。

それが、先ほどもあります、ワンヘルス関係で私どももいろんなところに行きました。それはもう安心できると皆さんもおっしゃってあります。ワンヘルスは賛成と。ただ、私が言ったのは、ワンヘルスだけじゃないと。これを関連して、いろんな公共施設の事業ができるようなことを大いにやっていただきたいというのが私の求めるところでございます。賛同ですね。

今言いますように、さっきもあった、行ってくださいよというのは、もっと行ってくださいよ。成功したところ、皆さんが行っていただいて、それを皆さんに伝えていただければいいんですよ。今度のこっちへおいでいただくところも、筑後とか、老朽化したとを建て替える、より立派な設備にするということで我がみやま市においでいただくじゃなく、そういった成功したところに行っていただきたいんですよ。そこを見ていただきたいんですよ。

前回の総務常任委員会でも私は申し上げましたが、成功したところがあるんですよ。ただし、10年、20年でできません。やはり長い期間が必要です。それについて皆さんと一緒にこのみやま市のまちづくりをつくっていくと。意思がなければできないと思います。今回、ここにありますように、これが一つの足がかりになって、将来のみやま市をつくって

いくような形になぜできないのか。私はここを非常に思うところでございます。

7億円という部分は確かに大きな財産でございます。しかしながら、これが将来、今言いますように、10年、20年、50年先になるかもしれません。それが立派なみやま市になったときに、やはりその当時の方たちが一緒になってやっていただいたということになれば、大きな成果と私は考えております。そういった意味で、よければ成功したところを大いに勉強に行っていただきたい。悪いところへ行って、ここでおっしゃるよりも、いいところに行っていただきたい。そして、皆さんと一緒にやっていただきたい、そういうふうな気持ちを持っておりますが、できますならば、今後も将来のみやま市のまちづくり、次世代につなぐまちづくりのためには、今回、議案第39号については私は賛成すべきということで賛成の討論をいたします。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、反対討論、14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

平成19年、3町合併後の市長選挙では、大学用地の無償譲渡、無償貸与が選挙の大きな争点でありまして、無償貸与で初代、西原市長が誕生いたしました。まだ記憶に新しいと思います。

私は大学跡地について、昨年3月議会から今議会まで、5回質問してきました。私もワンヘルスには推進の立場であります。問題は土地の無償譲渡であります。土地については、瀬高町当時、約7億円で購入、造成したのだから、県に7億円の土地を無償譲渡するなら、経済効果、見返りがあって当然であります。市民に土地の無償譲渡の話をする、ほとんど知らないし、なぜ無償譲渡なのか疑問を持たれ、見返りは何かあるのかと聞かれます。議会で質問すると、市長の答弁は移住・定住、雇用、経済効果と、いつも答弁は同じことの繰り返しで、漠然としてはっきりしません。また、執行部の説明不足でもあり、議会の審議不足でもあります。

また、市民に説明不足であります。先ほど質疑でも言いましたけど、現在まで約600人が参加しての説明と聞いております。今議会の提案前にでも、市民の財産でありますので、十分な説明をすべきであり、住民投票もしないのなら、提案者である市が出向いて15校区の市民の皆さんに理解を求める必要があります。私は議案第39号、財産の無償譲渡に反対をいた

します。

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、賛成討論を行います。13番中尾眞智子君、発言してください。

○13番（中尾眞智子君）

私は賛成の立場で討論させていただきます。

今、ワンヘルスの概念、また理念は世界中で広がりを見せております。

福岡県では、平成28年に世界獣医師会と世界医師会によるワンヘルス国際会議において福岡宣言が採択され、ワンヘルス推進基本条例が可決されております。みやま市もゼロカーボンシティとして資源循環型のまちづくりを目指していることから、県のワンヘルスの取組に連携協力していかなければならないとしており、みやま市議会も福岡県ワンヘルス推進基本条例のワンヘルスの理念を強く認識し、基本方針を具体化する県の行動計画に連携協力することや、その実践活動に対し必要な支援を行うとして、ワンヘルスの推進に関する決議を令和3年9月7日、本会議において議員発議により全会一致で可決しております。

令和3年12月市議会に、保健環境研究所を誘致したい意向について報告、説明がありました。また、令和4年1月5日の全員協議会において、保健環境研究所の誘致と保健医療経営大学敷地の無償譲渡について説明され、そのとき、議員全員がそれぞれの意見を述べさせていただきました。

その全員協議会では、無償譲渡については他市からも誘致を望む声もあり、みやま市への誘致を有利に進めるためにも、閉学後の大学敷地を無償譲渡してみやま市に決定してもらおうと、あのかの議員全員の意見は、県に今にも早急に申し出よという思いの発言が全員から出て、また全員が賛同したと私は認識しております。その結果、2月8日には、県よりみやま市の保健医療経営大学敷地跡地に決定したことが発表されました。

保健環境研究所は、県の保健環境行政を科学的、技術的側面から支える試験研究機関として、レベル3の施設でありまして、県民の健康と快適な環境を守るための施設であります。今後、未来に広がる可能性が非常に高いと考えられます。この大きなチャンスを生かすためには、無償譲渡という好条件を示したことがみやま市への誘致の有利性を高めたものと思っております。

また、同地にはワンヘルスに関する教育施設も設置され、医学部を卒業した医者たちがワンヘルスの学位を取りに来るといような教育施設もできるようなこともお聞きしておりま

す。将来的には日本版疾病予防管理センター、国立CDCセンターのサテライト設置も望まれており、アジア及び世界へ広がるワンヘルス宣言都市ならではのことではないかと考えております。

ワンヘルス、起爆剤になるかと新聞に書かれておりましたが、起爆剤になるかならないかは私たちの努力次第ではないかと思っております。将来を見据えて、発展の可能性を見据えて、希望に向かって進むための無償譲渡ではないかと、私はそういう思いから賛成いたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

通告によりますこの討論は、反対、賛成ということで6人の通告者に討論していただきました。このほかに討論の通告があっておりませんので、討論なしと認め、終わりたいと思います。

それでは、これより議案第39号を採決いたします。

この採決は起立によって行いたいと思います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第39号 財産の無償譲渡については原案のとおり可決をされました。

日程第6 議案第40号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第40号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

日程第7 請願第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日、西山総務部長、村越企画振興課長、渡邊ワンヘルス総合推進室長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、ワンヘルスセンターの整備において、工事、建物等維持管理、備品器具等納品などの見積発注案件に関して市内事業者の参加、参入を県に対して促すことと、さらなるワンヘルスの推進やワンヘルスセンターの整備によって、交流人口の増加と観光地域づくりの推進を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。

請願第5号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第5号 ワンヘルスの推進に関する請願書は委員長報告のとおり採択をされました。

日程第8 請願第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8. 請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書を議題といたします。

本件につきましては、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、6月16日、西山総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

この請願の趣旨は、自治体の安定的な財政運営を行うため、地方交付税総額を確保し、地方交付税制度の財源保障機能と財政調整機能を維持することが重要であるとして、地方の安定的な財政運営を実現し、地域の行政サービス水準を守るため、2024年度政府予算における地方財政の充実・強化を目指す必要があることから、国の関係機関へ意見書の提出を求めるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

請願第6号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、請願第6号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択に関する請願書は委員長報告のとおり採択をされました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前11時18分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩を閉じて、会議を再開してまいります。

お諮りをいたします。発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（牛嶋利三君）

追加日程第1. 発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

事務局長より朗読をいたします。柗嶋議会事務局長お願いします。

○議会事務局長（柗嶋晋治君）

〔朗読省略〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは続きまして、提出議員の説明を求めてまいります。5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）（登壇）

発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、先ほど採択された請願第6号の願意及び地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関に対し、意見書を提出するものであります。

なお、内容につきましては、ただいま事務局長が朗読により説明したとおりでございます。

皆様の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。発議第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、発議第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり可決をされました。

日程第9 総合市民センター建設工事調査特別委員会の廃止について

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 総合市民センター建設工事調査特別委員会の廃止についてを議題といたします。

6月1日の本会議で可決をされました本特別委員会報告書につきましては、6月2日に正副議長及び荒巻委員長、吉原副委員長の4名で市長に提出をしております。

お諮りをいたします。本特別委員会は所期の目的を達成したために廃止したいと思います。が、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、本特別委員会を廃止することと決定をいたしました。

日程第10 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 閉会中の継続調査の申出がございますので、これを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件につきまして、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

日程第11 議員派遣報告

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議員派遣報告を議題といたします。

お手元に配付の議員派遣結果報告書のとおり、議員を派遣したので、報告をいたします。

日程第12 議員派遣の件

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定によりまして、お手元にお配りをいたしましたとおり議員を派遣することといたします。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、そのように議員を派遣することに決定をいたしました。

ここでお諮りをいたします。本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年定例第2回市議会を閉会いたします。

午前11時34分 閉会

上記会議の次第は、椛嶋晋治の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 荒巻 隆伸

みやま市議会議員 瀬口 健